

出入国在留管理庁の取組と 地方自治体のワンストップ相談窓口について

令和4年7月27日
仙台出入国在留管理局

【資料(目次)】

- 1 在留資格制度について
- 2 東北地方の受入れ状況
- 3 外国人材の受入れ・共生のための取組及び活用案内
- 4 最後に(企業と外国人材とのよりよい信頼関係のために)

在留資格制度について

出入国管理及び難民認定法(入管法)

入管法は以下の2つを目的としています(法第1条)。

・日本に入国し、又は日本から出国する全ての人の出入国及び日本に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ること。

・難民の認定手続を整備すること。

→外国人の出入国及び在留の管理は「**在留資格制度**」に基づいて実施しています。

在留資格制度とは

日本に入国・在留する外国人は、原則として入管法に定める在留資格のいずれかを有することが必要です。

→外国人が行うことができる活動等をあらかじめ類型化し、いかなる活動等であれば入国・在留が可能なのかを明らかにする仕組みを「在留資格制度」といいます。

在留資格の区分

大きく以下のように区分できます。

①外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格(入管法別表第一の上欄の在留資格(一般的に「活動資格」と総称します。))

i 就労活動が認められる在留資格(**教授・技術・人文知識・国際業務・技能・特定技能・技能実習など**)

ii 就労活動が原則認められない在留資格(**留学・研修・家族滞在など**)

②外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格(入管法別表第二の上欄の在留資格(一般的に「居住資格」と総称します。))

(**永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者**)

※①については、我が国は、専門的な技術・技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留を認めています。これら以外の外国人労働者の入国・在留を認めないこととしているため、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動(以下「就労活動」という。)ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分かれています。また、上記②については就労を目的とする在留資格ではありませんが、その活動内容には制限がないことから、就労活動に従事することが可能です。



入国管理局

在留資格一覽表



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注１）	特定産業分野（注２）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注１）平成31年4月1日から

（注２）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和４年５月２５日改正）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系３世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

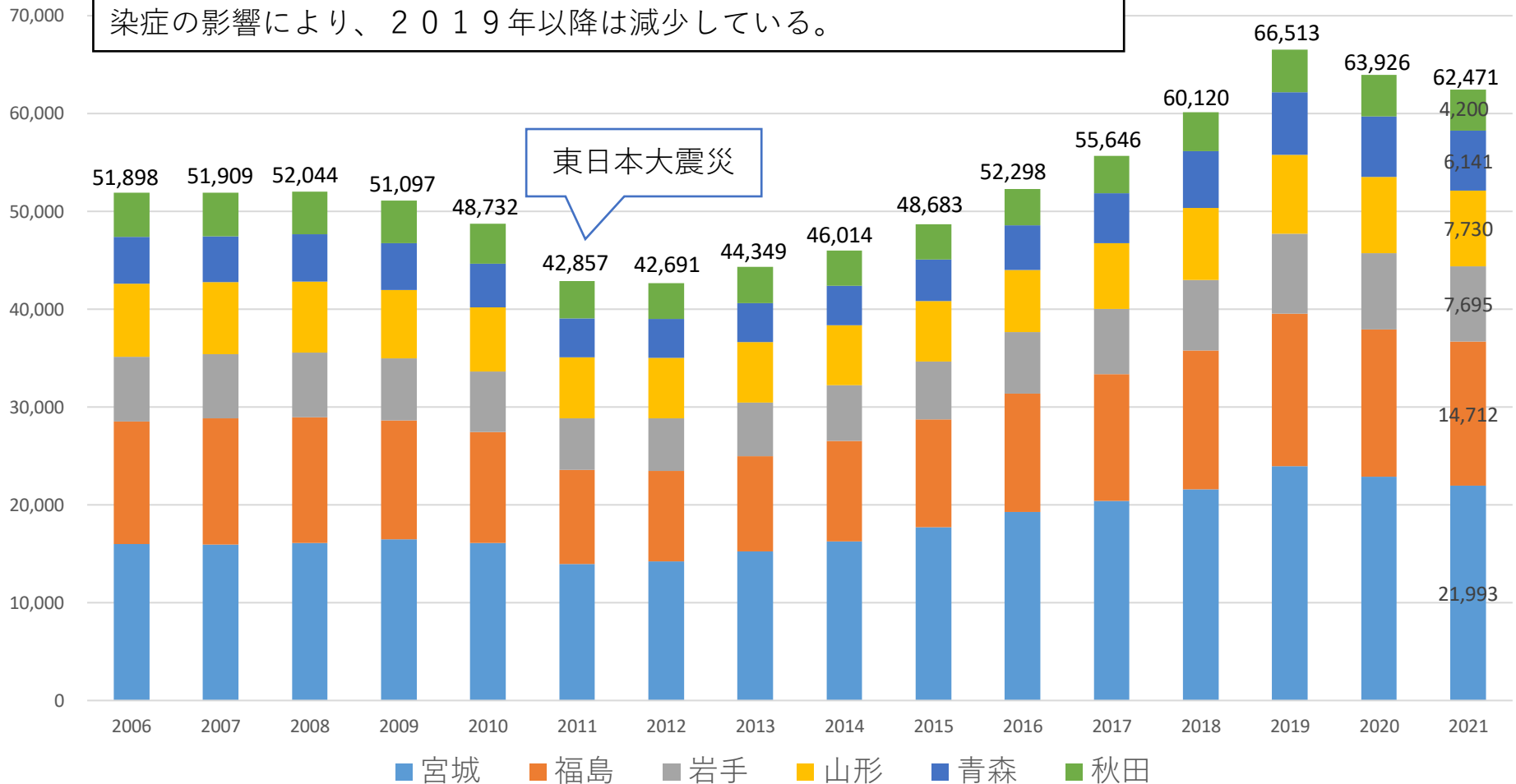
東北地方の受入れ状況

東北地方の在留外国人数の推移（令和3年6月末時点）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

2006年以降、在留外国人数が最も減少した2011年と比較すると
19,614人増加している。
東日本大震災以降は、毎年増加傾向であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2019年以降は減少している。

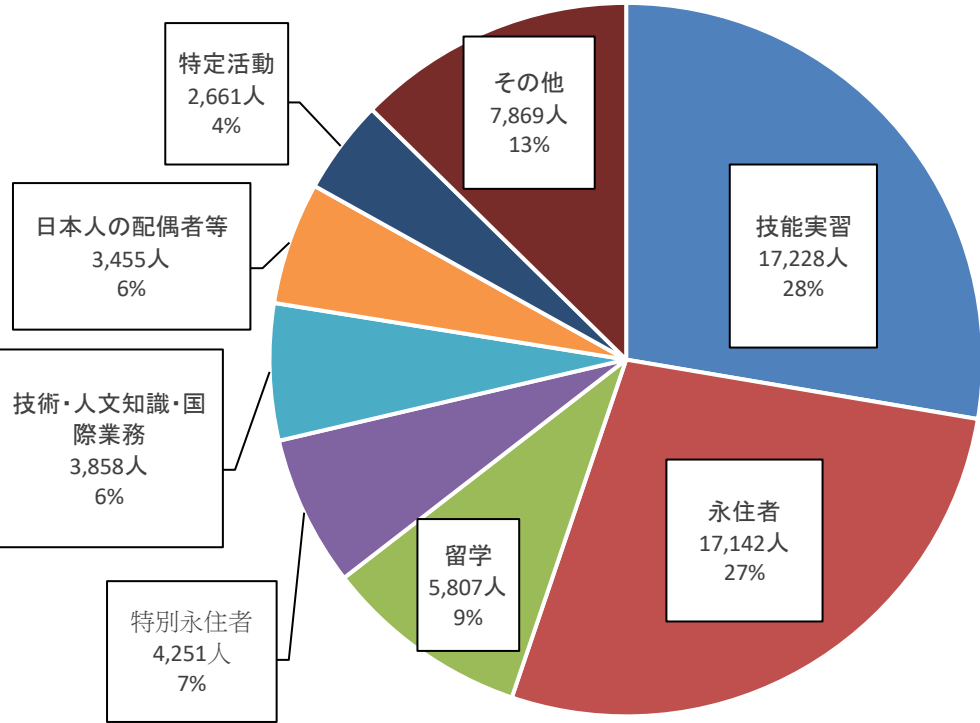


※ 2011年末までは外国人登録者数。2012年末以降は、在留外国人数。

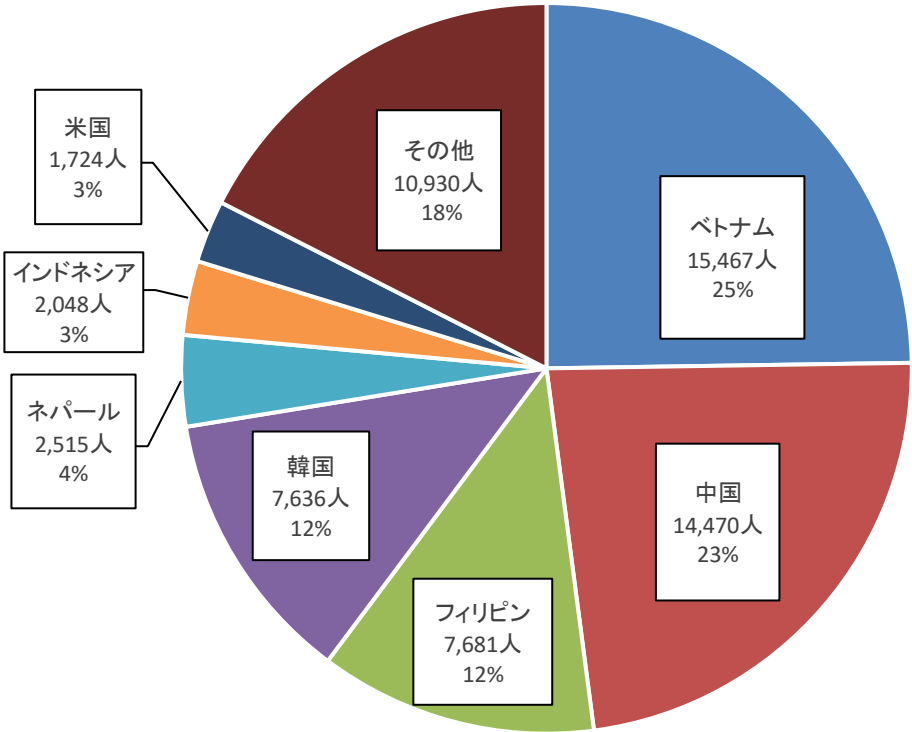


在留外国人数（東北） 62,471人

【在留資格別】



【国籍・地域別】



外国人材の受入れ・共生のための取組及び活用案内

経緯

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを拡充するため、新たな在留資格を創設することとされ、併せて、外国人の受入れ環境整備を行うため、法務省が総合調整機能をもって司令塔的な役割を果たし、関係省庁、地方公共団体との連携を強化することとなった。
- ・平成30年7月24日の閣議において、法務省に、外国人の受入環境整備に関する総合的機能を付与することが決定されるとともに、新たな外国人材の受入れ及び受入れ環境の整備について、政府一丸となって総合的な検討を行うため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を設置することとなった。



外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改正)

(令和4年6月14日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は、在留する外国人の一層の増加が見込まれる中で、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ包括的に推進していく観点から、平成30年12月25日に関係閣僚会議において策定された。
- ・総合的対応策は、外国人を適正に受入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すもの。

総合的対応策における出入国在留管理庁の主な取組

- 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討(外国人受入環境整備交付金)
- 地方公共団体等への支援・連携強化や全国の共生施策に係る取組の情報共有(受入環境調整担当官)
- 外国人在留支援センターにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供等

外国人の受入れ・共生のための総合的対応策概要①

(令和4年度改訂版)



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

○ 外国人が生活のために必要な日本語等習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
- 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討《施策7》
- 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援《施策8》
- 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討《施策14》

○ 日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5(再掲)》



外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

○ 外国人の目線に立った情報発信の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の作成、公表《施策23》
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討《施策24》

○ 外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策35》
- FRESC/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《施策36》
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組《施策37》
- 相談窓口における外国人のニーズを踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備《施策44》
- 情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進
- 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施《施策48》



ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

○ 「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《施策51》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進《施策54》
- 外国人学校の保健衛生に係る専門的な窓口による情報発信・相談対応の実施及び地方公共団体が行う支援の在り方に関する調査研究の実施《施策56》

○ 「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 公立高等学校入学選抜における外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組の推進、高等学校における日本語の個別指導を教育課程に位置付けた制度の導入の推進《施策59》
- 外国人の子どもの適切な将来設計の実現を図るための子どものキャリア形成支援を行う取組の試行的な実施及び具体的な取組の検討《施策61》

○ 「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

① 留学生の就職等の支援

- 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援《施策66》
- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《施策87》

② 就労場面における支援

- 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策88》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《施策90》
- 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進《施策93》

③ 適正な労働環境等の確保

- 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集等の周知《施策95》

○ 「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《施策107》

○ ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《施策21(再掲)》



外国人の受入れ・共生のための総合的対応策概要②

(令和4年度改訂版)



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等
 - 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《施策127》
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
 - 特定技能2号の対象分野追加、業務区分の整理及び受入れ見込数の見直し並びに特定技能制度・技能実習制度の在り方に係る検討《施策139》
- 悪質な仲介事業者等の排除
 - ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化の施策の検討《施策153》
- 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策13(再掲)》



共生社会の基盤整備に向けた取組

- 共生社会の実現に向けた意識醸成
 - 「外国人との共生に係る啓発月間(仮称)」の創設、各種啓発イベントの実施に向けた検討《施策155》
 - 政府における外国人共生施策の実施状況について取りまとめた白書の公表に向けた検討《施策156》
 - 集住地域・散在地域それぞれにおける指導の在り方に係る実践的な研究の実施《施策55(再掲)》
- 外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等
 - 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《施策161》
 - 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備《施策162》
- 共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等
 - 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入環境整備の促進《施策164》
 - 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化《施策165》
 - 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討《施策166》
 - 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討《施策167》
 - オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討《施策168》
 - マイナンバーカードの取得環境の整備及び在留カードとマイナンバーカードとの一体化の実現に向けた検討《施策169》
 - 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《施策6(再掲)》
 - 外国人に関する共生施策の企画・立案に資するデータ提供の在り方に関する検討《施策170》
 - 地方公共団体に対する住民基本台帳情報の適切な活用促進のための周知の実施《施策171》
- 外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり
 - 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施《施策184》
 - ODAを活用した国内関係機関の多文化共生の取組の推進とネットワークの強化《施策185》
 - 先導的な地方公共団体の取組に対する地方創生推進交付金による支援の実施《施策186》
 - 「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」の周知及び当該特例の活用の促進《施策187》
- 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築
 - ① 在留管理基盤の強化
 - 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討《施策189》
 - 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化《施策190》
 - 関係機関との連携による機微技術流出防止に資する留学生・外国人研究者等の受入れに係る審査の強化《施策195》
 - ② 留学生の在籍管理の徹底
 - 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策200》
 - ③ 技能実習制度の更なる適正化
 - 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《施策97(再掲)》
 - 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリーフレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進《施策206》
 - ④ 不法滞在者等への対策強化
 - 送還忌避者の更なる送還促進に向けた体制整備、退去強制手続の一層の適正化のための早期の法整備《施策215》



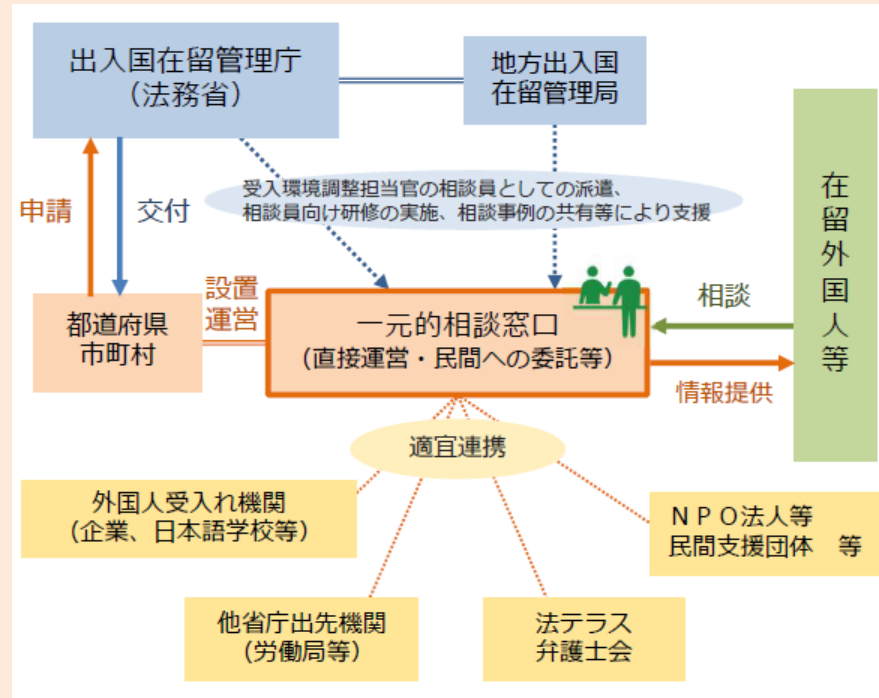
令和4年度外国人受入環境整備交付金の概要について

交付金の概要

- 目的
在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。
- 交付対象
全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
※ 複数地方公共団体による「共同設置」も交付対象
- 交付限度額（整備事業・運営事業）

都道府県	1,000万円
外国人住民5千人以上	1,000万円
外国人住民1千人以上5千人未満	500万円
外国人住民500人以上1千人未満	300万円
外国人住民500人未満	200万円
- 交付率
整備事業：必要経費の10分の10
※ 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費
運営事業：必要経費の2分の1
※ 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費
※ 地方負担分については、財政運営に支障が生じないよう、地方交付税措置が講じられる
- 令和4年度の主な変更点
交付金事業の要件緩和（取扱要領1（3））
→相談者の利益となると認められる場合は、交付金事業実施者が自ら行う優良事業への勧誘を可能とするもの

事業スキーム



受入環境調整担当官を通じた地方公共団体との連携・協力

2019年4月から地方出入国在留管理局に「受入環境調整担当官」を配置し、一元的相談窓口、地方入国管理局の職員を相談員として派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っています。

○外国人のための専門相談会(仙台)への派遣

場所：仙台多文化共生センター
日程：毎月 第4金曜日
時間：午後1時～午後4時（1人あたり約30分）
通訳：本人の希望に応じて用意することもできる。
（英語、中国語、韓国語、ベトナム語等）
概要：出入国の手続や、在留資格に関する相談について、事前にご予約いただき対応している。事前予約がなくても対応することもできる。

○青森県外国人相談窓口ワンストップ相談会への派遣

場所：青森県観光物産館
日程：6月12日、10月16日、2月19日
（令和4年度）
時間：午後1時～午後4時
通訳：英語、フィリピン語、ベトナム語
（その他の言語を希望する場合は事前に要相談）
概要：1週間前まで事前予約を受け付けている。
入管以外にも労働局や弁護士会などの専門機関が集まり、相談対応を行っている。

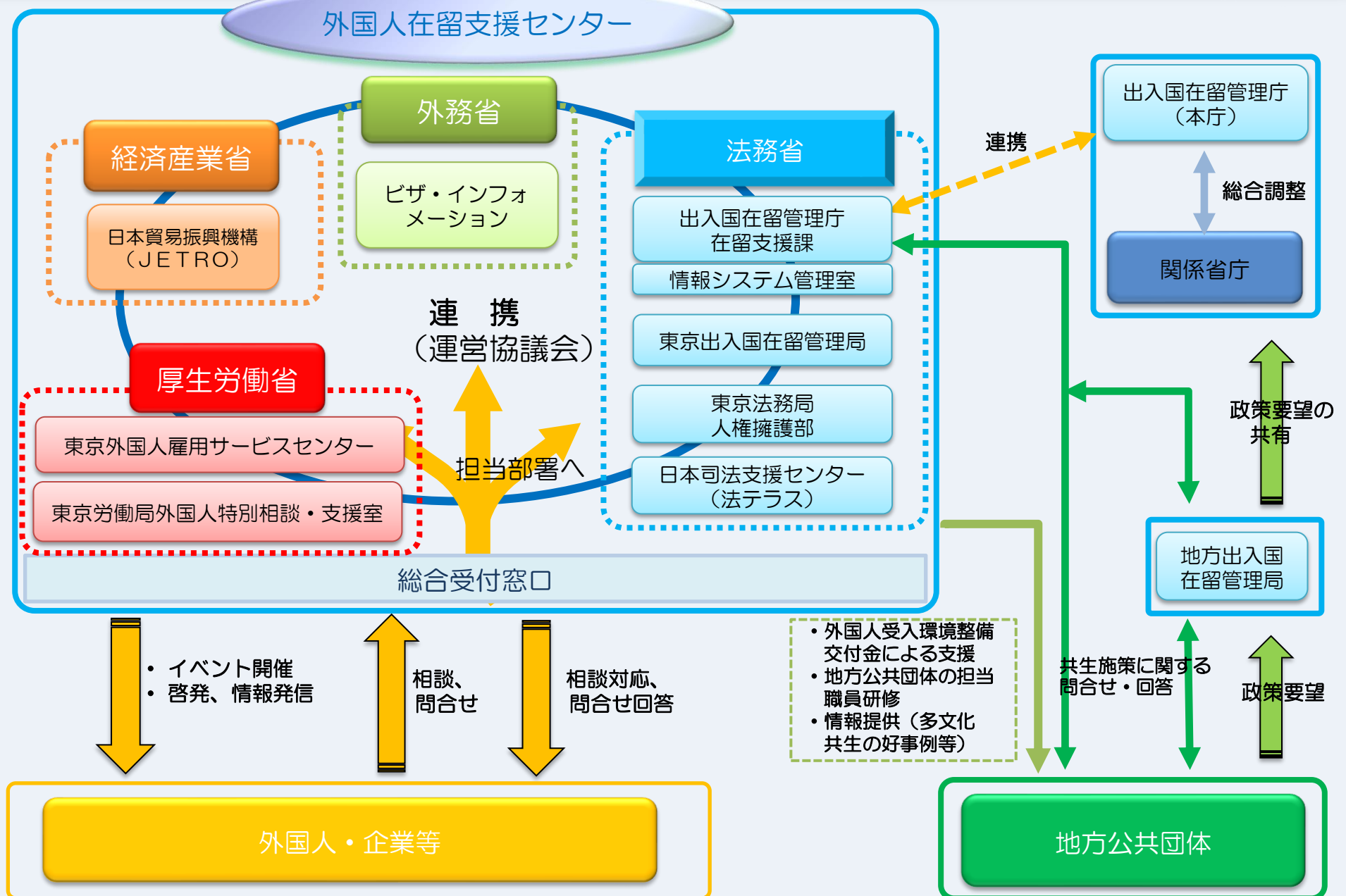
○仙台出入国在留管理局相談会(山形)への派遣

場所：山形県国際交流センター
日程：偶数月 第3金曜日
時間：午前10時～正午（1人あたり約30分）
通訳：日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、韓国語（その他言語については要相談）
概要：山形県在住、山形県で働いている外国人、または、外国人を雇用している方や今後雇用したい方を対象に、入管手続に関する相談の対応をしている。

○外国人のための専門相談会(秋田)への派遣

場所：秋田県国際交流協会
日程：不定期
時間：午前10時～午後4時
通訳：日本語、英語、中国語、韓国語
概要：事前予約の段階で入管に関する相談があった場合に、相談員を派遣する。

外国人在留支援センター 業務概要



外国人在留支援センター 対応業務

担当	内容	対象者
出入国在留管理庁 在留支援課	外国人受入環境整備交付金による支援 地方公共団体の多文化共生担当職員への研修 地方公共団体への情報提供（多文化共生の好事例等） 政府の共生施策に関する問合せ	地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体
情報システム管理室	出入国在留管理庁（本庁）が保有する行政文書のほか、出入（帰）国記録及び外国人登録原票の開示請求等の窓口 出入国管理システムの運用・管理	外国人、日本人 —
東京出入国在留管理局	日本に在留する外国人や外国人を雇用したい企業関係者等向けの相談 在留外国人情報の管理	外国人、日本人、企業、学校
法務省 東京法務局人権擁護部	人権相談、人権侵犯事件の調査 人権等に関する人権啓発活動（講演会等の開催、人権啓発冊子等の配布等）	外国人、日本人 外国人、日本人、学校、企業等
日本司法支援センター （法テラス）	外国人向け法的サポート	外国人
外務省 ビザ・インフォメーション	査証相談（査証の申請に係る一般的な各種相談）	外国人、日本人、学校、企業
厚生労働省 東京外国人雇用サービスセンター	職業相談・職業紹介（留学生、高度人材等） 外国人雇用に関する情報提供・相談等の事業主支援 就職面接会、就職支援セミナー等の企画・開催	外国人 企業 外国人、企業
東京労働局外国人特別相談・支援室	労働条件相談・支援 労働安全衛生に関する相談・研修・教育への支援	外国人、企業 企業
経済産業省 日本貿易振興機構（JETRO）	高度外国人材活用に関する相談・ハンズオンサービスの提供 高度外国人材活用セミナー等イベントの企画・開催	企業 企業

外国人在留支援センター(FRESC)

日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口(4省庁8機関)が集まって、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援等の取組を行っています。外国人在留支援センター(FRESC)では、入居する各機関が連携して、外国人の在留に関する様々な支援施策を実施することにより、外国人受入環境を整備していきます。

支援センター内地図(入居機関)



問合せ先

【ナビダイヤル】 0570-011000

住所・アクセス

〒160-0004
東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー13階

- JR中央線・総武線
四ツ谷駅(四ツ谷口)から歩いて1分
- 東京メトロ丸ノ内線
四ツ谷駅1番出口から歩いて3分
- 東京メトロ南北線
四ツ谷駅3番出口から歩いて1分

開庁日：平日 午前9時～午後5時まで（祝日は除く）

外国人在留総合インフォメーションセンター

出入国在留管理庁では、入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせに応じるため、各地方出入国在留管理局・支局に相談窓口(外国人在留総合インフォメーションセンター等)を設置し、電話やメール、窓口でのお問い合わせに多言語で対応しております。

電話でのお問い合わせ

全国どこからでもご利用いただけます。

TEL ☎ : 0570-013904 (IP・海外: 03-596-7112)

時間 : 平日 午前8時30分～午後5時15分

対応言語 : 日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語等、計17言語

窓口でのお問い合わせ

仙台出入国在留管理局

時間 : 平日 午前8時45分～午後4時30分

対応言語 : 日本語、英語、中国語、韓国語

メールでのお問い合わせ

メールアドレス : info-Tokyo@i.moj.go.jp

対応言語 : 日本語、英語 ※これ以外の言語ではメールをいただいても回答できません。

相談内容 : 入国、在留等一般的な手続に関するお問い合わせ・相談
出入国在留管理行政に関するご意見・ご要望

回答できない内容 : 個別事案に対する申請や許可の見通し、進捗状況、処分結果
退去強制手続の進捗状況

ワンストップ型相談センター

地方公共団体の相談窓口と連携して、外国人住民が日本で生活するために必要な入国管理手続等の行政手続、生活に関する相談及び情報提供を行うため、ワンストップ型の相談センターを設置しております。
ここでは、電話や訪問によるお問い合わせに、日本語だけでなく、多言語でも対応しています。

相談窓口

外国人総合相談支援センター

TEL☎ : 03-3202-5535

時間 : 平日 午前9時～午後4時(第2、第4水曜日は除く)

対応言語 : 英語、中国語、スペイン語等(曜日によって対応言語が異なります。)

外国人総合相談センター埼玉

TEL☎ : 048-833-3296

時間 : 平日 午前9時～午後4時(曜日によって対応できる相談内容が異なります。)

対応言語 : 中国語等(曜日によって対応言語が異なります。)

浜松外国人総合支援ワンストップセンター

TEL☎ : 053-458-1510

時間 : 月曜日～日曜日 午前9時～午後5時(曜日によって対応できる相談内容が異なります。)

対応言語 : 英語、中国語、スペイン語等(曜日によって対応言語が異なります。)

外国人生活支援ポータルサイト

このサイトは、外国人の方々が日本で安心して生活するために、必要なことや大切なことを知ってもらうためのウェブサイトです。入管の手续に関するだけでなく、医療や労働に関することなど、言語によって情報量は違いますが、26言語で様々な情報を発信しています。

 しゅつにゅうこくざいりゅうかんりちょう
出入国在留管理庁

がいこくじん せいかつ しえん 外国人生活支援ポータルサイト

がいこくじんせいかつしえん 「外国人生活支援ポータルサイト」は、にほん あんしん せいかつ
日本で安心して生活するために
ひつよう だいじ し
必要なことや大事なことを、みなさんにお知らせするウェブサイトです。
いろいろ ことば か く し み
色々な言葉で書いた、国からのお知らせなどを見ることができます。

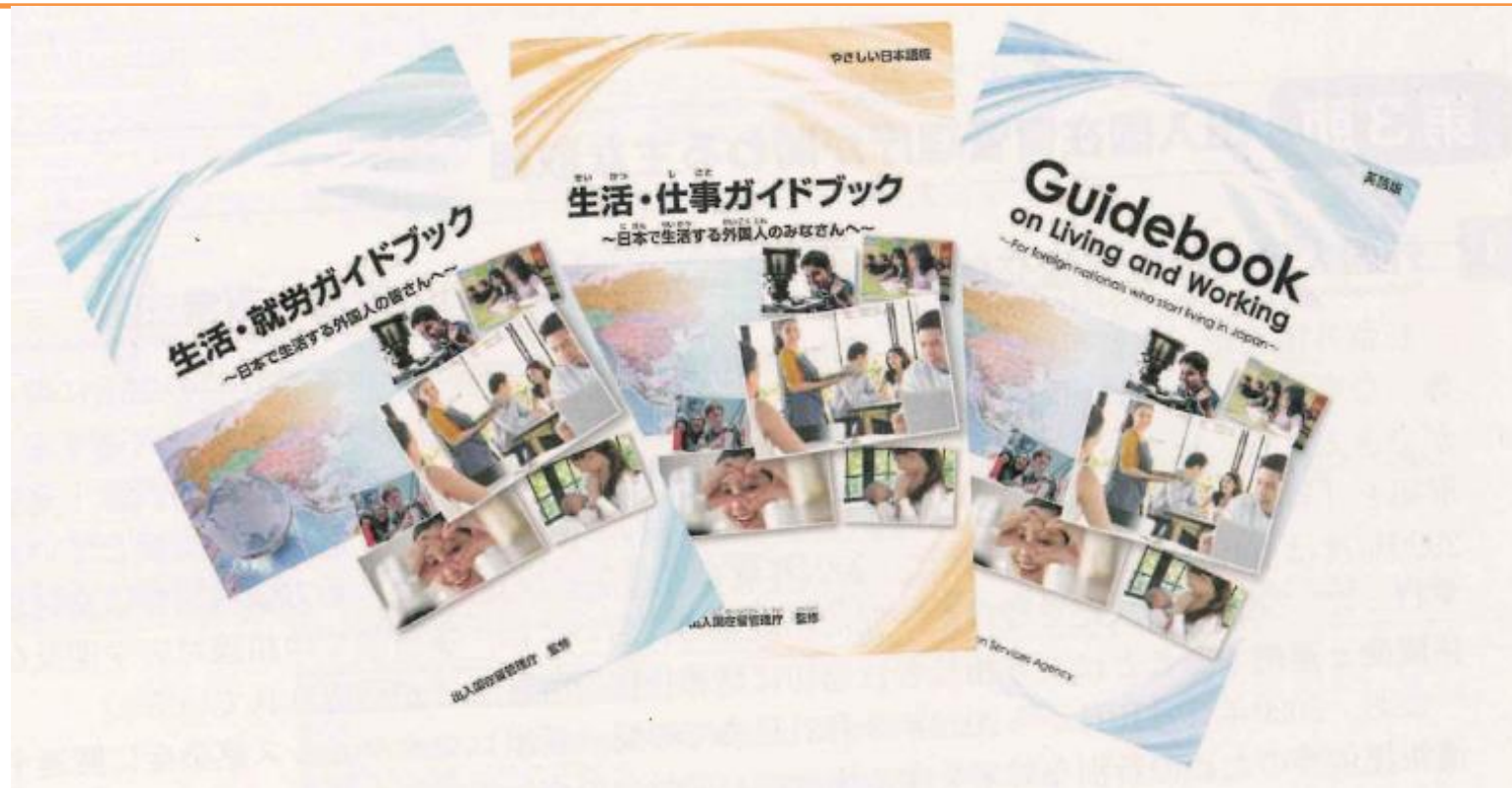
- にほん あんしん せいかつ はたら ひつよう か
日本で安心して生活したり、働いたりするために必要なことが書いてある
「生活・仕事ガイドブック」
- あたら びょうき
新しいコロナウイルスの病気のこと
- ざいりゅうしかく てつづ
在留資格などの手続きのこと
- はたら
働くときのこと など

がいこくじんせいかつしえん
外国人生活支援ポータルサイト
<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



生活・就労ガイドブック

日本人と外国人が安心して生活するためには、日本のルールや習慣などを知ることが大切です。ガイドブックには、役所での手続や、入管での手続といった行政手続だけでなく、教育や医療、交通ルールや生活に関するルール等、様々な情報が記載されています。また、より多くの外国人の方に読んでもらえるよう、ホームページに16言語で公開しています。令和4年3月には、より読みやすくするために、やさしい日本語バージョンも作成しました。



やさしい日本語は、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。

- ・日本に住む外国人は、この30年で約3倍に増え、日本に住む外国人の国籍が多様化。
- ・外国人が日本で安全に安心して暮らすには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要。
- ・多言語化を進めているが、これまでの日本語に関する調査によると、「日本語」を「日常生活に困らない言語」とした外国人は約63%、「希望する情報発信の言語」として「やさしい日本語」を選んだ外国人は76%。
- ・やさしい日本語による情報提供・発信を進めることが有効であり、取組を進めるため、出入国在留管理庁と文化庁はガイドラインを作成。

ガイドラインについて

このガイドラインは、やさしい日本語の中でも、特に書き言葉に焦点を当てたガイドラインです。

お知らせなど書き言葉で情報発信をする際にご活用ください。

参考：出入国在留管理庁ホームページ

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html

ガイドライン解説動画

基礎編



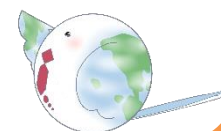
（ステップ1）
演習編



（ステップ2）
演習編



YouTube法務省チャンネルにて公開中。



在留支援のための
やさしい日本語ガイドライン

2020年8月



出入国在留管理庁
文化庁

つながるひろがるにほんごでの暮らし

文化庁では、日本語教室がない地方公共団体に住む外国人に対する日本語教育の取組を支援しています。支援の一環として、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等を行っています。つながるひろがるにほんごでの暮らしは、遠隔で生活に根差した日本語を学ぶことができるよう開発され、令和2年6月より公開されたものです。

対象者

- ・ 国内に移住し、日本語学習機会がない人
- ・ 日本に住み始めたばかりで、日本語を初めて学ぶ人

特徴

- ・ 多言語に対応し、初めて学ぶ人も抵抗なく学び始められるようにしています。
- ・ 基本的な日本語の表現・言葉の学習を目的としています。
- ・ 日本で暮らす外国人が経験する生活の場面に特化しました。
- ・ 日本語のレベルに応じて場面を選択することや、関心のある場面を選択して学び始めることができるようになっています。
- ・ 日本語以外にも生活に必要な情報を得られるようにしました。
- ・ シンプルなシステム構成にしました。

参考：文化庁つながるひろがるにほんごでの暮らしサイト

<https://tsunagarujp.bunka.go.jp/>



「生活者としての外国人」のための日本語学習サイト

つながるひろがる にほんごでの暮らし

文化庁広報紙「ぶんかろ」キャラクター ぶんちゃん

日本に住む外国人を対象とした、生活のための日本語が学べる日本語学習サイトです。

WEBサイトはこちら
PC SP 対応 tsunagarujp.bunka.go.jp

文化庁

最後に
～企業と外国人材とのよりよい信頼関係のために～

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらわなければならない。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをしただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

ご清聴ありがとうございました。
